

○各用途地域における規制値等の一覧表(佐賀市)  
 (凡例)○:規制あり -:規制なし

各種規制値等について							
用途地域	指定容積率/ 指定建ぺい率	前面道路 12m未満	絶対高さ	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影規制
第1種低層	100 / 60 80 / 50	4/10	10 m	1.25	—	5 m + 1.25	○
第2種低層	80 / 50		10 m	1.25	—	5 m + 1.25	○
第1種中高層	200 / 60 150 / 60		—	1.25	20 m + 1.25	—	○
第2種中高層	200 / 60		—	1.25	20 m + 1.25	—	○
第1種住居	200 / 60		—	1.25	20 m + 1.25	—	○
第2種住居	200 / 60		—	1.25	20 m + 1.25	—	○
準住居	200 / 60		—	1.25	20 m + 1.25	—	○
近隣商業	200 / 80	6/10	—	1.5	31 m + 2.5	—	—
商業	500 / 80 400 / 80		—	1.5	31 m + 2.5	—	—
準工業	200 / 60		—	1.5	31 m + 2.5	—	—
工業	200 / 60		—	1.5	31 m + 2.5	—	—
工業専用	200 / 60		—	1.5	31 m + 2.5	—	—
指定なし(調整区域)	100 / 60又は 200 / 60		—	1.5	31 m + 2.5又は 20 m + 1.25	—	—
条文	法52条・法53条	法52条 第2項	法55条	法56条1項1号 法別表第3	第56条1項2号	第56条1項3号	法56条の2 法別表第4

日影規制について					
用途地域	法56条の2				法別表 第4(2)
	制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	10m以内における 日影時間	10mを超える 範囲における 日影時間	
第1種・第2種低層	軒高 > 7m、 階数が3以上	1.5 m	4時間	2.5 時間	
第1種・第2種中高層	高さ > 10m	4 m	4時間	2.5 時間	
第1種住居 第2種住居 準住居	高さ > 10m	4 m	5時間	3 時間	